

八幡大学論集

第39巻 第4号 (通巻 第103号)

1989年3月

論 説

- ラグビー選手のゲームに対する意識と予備知識について
ての一考察——九州学生対抗出場選手を中心に——……赤 間 英 夫
野 口 副 武
- 三勝・半七心中の遺書……………宮 沢 誠 一
- 《海上花列伝》の‘動詞’……………原 瀬 隆 司
- EC会社法統一への道程(一)
——ヨーロッパ大陸法を中心として——……………梶 山 純
- 私立大学の設置等のための不動産取得等に対する非課
税問題～登録免許税法上の非課税規定を中心にして～…占 部 裕 典

研 究 ノ ー ト

- Henry Miller の *Reflections* について……………秋 山 安 永

翻 訳

- 張徳昌著「税負と税負の税収制度における
槓杆作用に関する一試論」……………山 下 睦 男
- イギリスの婚姻方式 (第2部) ……………杉 崎 光 世

八幡大学法経学会規約

- 第一条 (名称) 本会は八幡大学法経学会と称する
- 第二条 (事務所) 本会の事務所は八幡大学内に置く
- 第三条 (目的) 本会は学術の研究および調査を目的とする
- 第四条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行なう
 (一) 研究機関誌およびその他の出版物の刊行
 (二) 研究会、講演会、講習会などの開催
 (三) 学術調査の実施
 (四) その他本会の目的達成に必要と認められる事業
- 第五条 (組織) 本会は左の会員をもって組織する
 (一) 正会員 1 本学の教授、助教授、講師、助手
 2 前号以外の本学の教職員であつて入会を認められたもの
 (二) 学生会員 本学学生
 (三) 普通会員 本学の趣旨に賛同するものうち委員会において適当と認め
 賛助会員 たもの
- 第六条 (正会費) 会員は左の会費を醸出するものとする
 (一) 正会員 年額金七千二百円
 (二) 学生会員 年額金四千円
 (三) 普通会員 年額金八千円
 (四) 賛助会員 年額金五万円以上
- 第七条 (会員の特典) 会員は研究機関誌の配布を受けその他本会の行なう講習会などに参加することができる
- 第八条 (役員) 本会に左の役員を置く
 (一) 名譽会長 本学学部長を推す
 (二) 会長 本学学部長を推す
 (三) 委員 運営委員 六名
 正会員中よりその互選によつて決する
 会計委員 二名
 正会員中よりその互選によつて決する
 若干名
 会長の指名とする
- 第九条 (役員の仕事) 会長は本会の事務を統括する
 (一) 運営委員は本会の事業の運営を担当する
 (二) 会計委員は本会の会計事務を担当する
 (三) 幹事は会長および委員の命を受け本会の事務を処理する
 (四) 役員は任期は一年とする。ただし重任を妨げない
- 第十条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終る
- 第十二条 (規約の改正) 本規約の改正は正会員の会議を経てこれを行なう
- 第十三条 (施行期日) 本規約は昭和三十年七月一日から施行する
 改正、昭和四十五年四月(六条一、三)、昭和五十二年四月(五条、六条)
 昭和五十九年四月(六条一、三)、昭和六十二年四月(六条一、三、四)
 昭和六十二年四月(六条一、三、四)

禁 転 載

平成 一年三月十五日 印刷
 平成 一年三月二十日 発行
 【非売品】

発行人 大 里 仁 士

編集人 宮 崎 昭

北九州市八幡東区西本町二丁目

印刷人 藤 目 義 武

北九州市八幡東区西本町二丁目

印刷所 太平印刷株式会社

北九州市八幡東区枝光五丁目

九番一号

発行所 八幡大学法経学会

頒布所 八幡大学付属図書館

三勝・半七心中の遺書

宮 沢 誠 一

はじめに

元禄時代に上方で頻発した心中を巧みに歌った歌謡「心中づくし」に、三勝・半七の心中事件にふれたこんな文句がある。

恋の嵐に憂身を散らす、花の心中と姿は朽ちて、残る浮名のその数あまた、中に勝れて名の広まりし、笠屋娘の舞三勝に、茜半七、その濡笠の、色に出でけり紅葉笠、あたら命をつい破れ笠（傍点引用者、以下同様）。

三勝は、大坂長町四丁目美濃屋平左衛門の養女で、本名をさんという。三勝は女舞（舞）の芸名、笠屋は座名である。女舞とは、幸若舞の一流大頭から分かれた女の舞々で、「簀笠雨談の齟齬」（西沢一鳳「伝奇作」書「続編中の巻」）によれ

ば、「平家物語盛衰記等のおもむきをうたひものにつくり太鼓にあはせて是を舞ふ」という。当時、三勝の一座は、京・大坂を拠点にして畿内の諸国を初め、時には中国・九州地方まで旅興行をしていた。半七とは大和五条の興行の際に知り合ったのであろう。一方、半七は五条新町の商人で屋号を赤根屋といい、木綿業を営み、町年寄の副を勤めていたようである。屋号赤根屋の由来は、『三勝半七実録』（五条三）の「序」（四）によると、半七が家

業に精を出して発明した赤根（「茜」）縞にあるといわれている。また、当時の浮世草子などには半七は極端な放蕩児のように描かれているが、実際は、幼くして父を亡して以来、母に孝を尽したばかりでなく、郷土の開発や細民の賑給にも努めるなど、真面目で進取の気性に富んだ人間であつたらしい。

三勝と半七が大坂の千日寺で心中を決行したのは、元禄八（一六九五）年の二月七日のことであつた。この三勝・半七心中が、冒頭の「心中づくし」で歌われている如く、元禄時代の数多い心中事件の中でも、とりわけ人びとに強烈な印象を与え、世間の耳目を集めたのは、棲結びという心中の新しい型を生み出したこととともに、女舞と富裕な町人の心中といった、元禄期の心中には余り例をみない派手さにあつたであろう。また、西沢一風の『新色五卷書』巻二「心中茜の染衣」（以下、「染衣」と略）に「あっぱれ見事なる最後と、其誉を今に残しぬ」と記され、元禄末年の米屋心中が「さんかつ以来の心中、いさぎよき手本とはなれり」（「心中大鑑」巻二）と結ばれていることなどからみると、二人の死際の潔さも大いに関係しているよう。そしてさらにこれに拍車をかけたのが、歌舞伎「心中茜の色揚げ」であつた。この芝居は、事件直後に大坂の岩井半四郎座で上演され、百五十日の大当りを取り、以後、元禄後期に心中狂言が氾濫する契機となつたのである。⁽⁸⁾

このように、三勝・半七心中は、当時の人びとの評判となり、歌舞伎・浄瑠璃を初め歌謡や浮世草子等の諸文芸に取り上げられたばかりでなく、後代になつても、これを題材にした演劇が次々に上演され、ひろく人の口唱するところとなつたにもかかわらず、不思議なことに、これまでこの事件の研究はほとんどされていない。三勝・半七の心中事件を伝えている江戸時代の記録・随筆の類を除けば、ただわずかに、野間光辰氏が前記『新色五卷書』の解説で、また横山正氏が紀海音『三勝半七二十五年忌』の解説などで触れている程度である。そこ

で、小稿では、三勝と半七の遺書と伝えられる資料を手懸りに、この心中事件の内容と事実関係を確認し、その上で若干の精神的考察を行なってみたいと思う。

(一)

事件のあらましはこうである。三勝半七検使調書と口上書⁽¹⁾によると、三勝が二四・五才、半七が三四・五才、二人が心中を決行した場所は、俗にサイタラ畑ともいわれる大坂の千日寺の墓所火屋の裏である。調書に「一、男の疵、咽二寸計、腹臍の上一寸計、突疵に相見へ申候」「一、女、咽四寸計突疵、くり候様に相見へ申候」とあるから、半七がまず小刀で三勝の咽を突き、それから自分の腹を刺し、咽を切って死んだのであろう。三勝と半七の遺書の写しなどから判断すれば、心中の原因は、半七が女舞の三勝に打ち込み、末は夫婦の約束までしていたが、三勝への無理な資金援助がたり、半七は身代を傾け、二人の縁組も親類・縁者に反対され窮地に陥ったことにある。万策尽きた半七は、いったん大和を立ち退いて江戸へ行ってそこで再起をはかろうと決意する。そして、大坂に立ち寄って三勝に暇乞いをするが、話はもつれ、事件は意外な方へ展開する。三勝は養父平左衛門と母への恩、また先夫との間に生まれた幼き娘お通への愛情から初めは別れるつもりであった。だがしかし、自分のためにかくも零落した半七を今さら見捨てるに忍びず、ついに心中を決意する。⁽¹²⁾

三勝と半七の遺書の写しは、全部で四通残っている。⁽¹³⁾そのうち三勝の母と養父平左衛門に宛てた半七の一通の遺書は、検使調書にも記されているので確かと思われるが、その他のものは真偽を確かめる手立がない。ただ、たとえ他の三通が後人の偽作であったとしても、後述するような遺書の内容からみて、ほぼ同時期のものと推測

して間違いないようである。したがって、ここでは、これらの遺書を、心中当事者の心境ないしはそれに仮託した当時の人びとの社会意識を示す一資料として用いたいと思う。⁽¹⁴⁾

ここで、二人の遺書を分析する前に、一つ重要な事実関係を正しておかなければならない。それは、三勝と愛し合っていた当時、半七に実際に妻がいたかどうかということである。野間氏が先の『新色五巻書』の解説で、半七は「身代しもつれた揚句、女房には去られる」と書いて以来、本妻さんがいたことが自明視されている。そしてさらに、横山氏の前記『三勝半七二十五年忌』の解説では、「実際の本妻さんは半七が破産したため、『これさいはひと縁をも切』るような夫に冷たい女であったが、海音は本曲の上巻できわめて貞節な夫思いの妻として描き、半七の愛情を呼び覚まさせており、云々」と、淨瑠璃上の妻おすがとの関連までが指摘されている。しかし、これは以下の理由からみて事実と反するように思われる。第一、もしも野間氏や横山氏のいわれるように半七に本当に妻さんがいたら、三勝の養父平左衛門に宛てた遺書に、半七の「一門衆」が「是非／＼急に半七殿に女房もたせい、持ずば勘当せん」と急き立てたと書いてあるのがおかしい。親類の人たちは、半七に妻がいなからこそ女舞の三勝に惑溺し、家産を傾けたと考え、早く女房をもたせて身を固めさせようとしたのである。妻が実在していたならば、このような文句は意味をなさない筈である。では、何故、このような誤解が生じたのであろうか。半七の年齢からいって当然妻はいたであろうという憶測を別にすれば、それは、主として甲屋隠居宛の遺書の誤読にある。問題の箇所は、「赤根屋半七一件之写」⁽¹⁵⁾によれば、次のようになっている。

身体きの毒の身と成候故、かねて御噂申候女房おさんは幸に縁をもきり候て、しんみ心安く仕候て、江戸などへも参り候はんと存じ、大坂に越候て、云々。

これまで、この史料は、「女房おさん」を文字通り半七の妻と解し、彼女が半七に愛想をつかして去ったと解釈されてきた。しかし、詳読すれば解かるように、半七の「女房おさん」が彼の身代の傾いたのを「是幸に縁をもき」ったのではなく、半七が「女房おさん」（本名さん）と「是幸に縁をもき」って身軽になり、江戸へ行くと思ったのである。つまり、この「女房おさん」は半七の妻ではなく、明らかに三勝自身のことを指している。さもないと、半七が遺書を認めた親しい甲屋隠居に「かねて御、申候女房おさん」という言い方が不自然であるばかりでなく、この後で「江戸へ、此女房つれましては、おや一門中にもきはれ候はん事、云々」と述べていることの意味が理解できない。元禄時代においては、お互に愛し合い秘かに結婚の約束をしてさえいれば、正式に婚姻関係を結んでいなくとも、相手の女性を「女房」と呼ぶのはごく自然な言い方であった。それ故、半七が「妹脊の契約」を結んでいる三勝のことを「女房」と呼んでも一向に差し支えない筈である。（16） 事実、そのような現実を踏まえて、たとえば近松の世話浄瑠璃では、たとえ客と遊女の関係であっても、真に愛し合うものは「女夫」と呼ばせているのである。（17）

さて、半七の婚姻の問題はこれくらいにして、さっそく次に、半七が書き残したと伝えられる三通の遺書の検討に移ろうと思う。まず、そのさわりの一節をみてみよう。

誠や、過去のごうのがれがたき此身とて、簡様に人目はづかし死をとげまいらせ候。……まへかた書しんじ候通り、おやなり子じやと思ひなされ候はん間、ただくしゅらのけんぞく（修羅の眷属）子と成り来り、かやうのうき事見するとおぼしめし切て、とかく五郎八其外妹衣とをちからとなされ候て、世渡りのいとなみ頼上候（母宛）

今度三勝・私、かく相果候事、嘸々にくしと思召候はん事なれども、互に捨がたき、一命にかけ、かく成行候事、くどく具にかゝず候へども、恋のせつなる事、御推量可被下候。各様にも身上の大事成娘、我身もひとりのはくと申、……めい／＼うは気なりとはおぼしめし被下まじく候（三勝の母・平左衛門宛）。

又もや申上候事、大なるばかうわき者と思召の程もはづかしく候へ共、しかし恋も無常も知る人ぞ知る。貴公様より外にまたと申さん方もなく、なく／＼頼上まいらせ候。……何事も／＼恋とひん（貧）と二つからかくあさましく死をとげまいらせ候。しかばねは野外にさらし名は五畿内のうはききものとよばるゝ共、心はあしの都に至らんと刃にかかりながらも、まさかのりん終正念成仏と、あびろうけん／＼（密教の呪文）と涙ながら書残しまいらせ候（甲屋隠居宛）（註、引用者以下同様）。

右の甲屋隠居宛の遺書によれば、半七が心中を決意するに至ったのは、「何事も／＼恋とひんと二つからかくあさましく死をとげまいらせ候」とあるように、「恋」と「ひん」からであった。三勝に打ち込み家産を傾けた半七は、既に結婚の望みも断たれ、半ば勘当に近い身であったのであろう。母親に宛てた遺書などでは、恥ずかしくて在所に顔も出せないと嘆いている。半七の町人としての「一分」は明らかに失墜してしまった。こうした半七が最初に考えたことは、当時、上方の破産した町人がよく試みたように、思い切って江戸へ行き再起を図ることであった。しかし、幕藩制の確立期ならいざ知らず、「銀が銀もうけする世」（『西鶴織留』巻六）となり、個人の知恵や才覚が発揮しにくい元禄期に、しかも三十代半ばの半七が無一文で江戸に出ても、殆ど成功の見込みはなかつ

たにちがいない。それに、先の引用史料に「江戸へ此女房つれましては、云々」とあるように、この時点になってもなおかつ、三勝を江戸に連れて行きたいと思ったくらいだから、いざ別れる段になっても、彼女への想いはなか／＼断ち難かったのであろう。それで、最後の「暇乞」のつもりで大坂に立ち寄ったはずが、こと志に反し「引にひかれぬ恋路」のため、命を落とすことになったのである。しかし、三勝の遺言では、後述するように、半七の方が縁を切るのを嫌がり、それなら出家か自害すると言われ、止むなく心中に同意したと書かれている。二人の言い分は明らかに齟齬するが、種々の事情から判断して、おそらく三勝の言葉の方がより事実に近いように思われる。

半七は母親への遺書で、身の「不孝」を繰り返して詫言っている。これまでどんなに孝を尽したとしても、家産を傾け心中するという不孝は覆いようもなかった。半七はこのような自己の悲しい運命を「過去のごとく」と観念し、母親にも自分を「しゅらのけんぞく」の再来と思って諦めてもらうしかなかったのである。そこまで半七を追ひ詰めたのは、言うまでもなく、三勝への一途な愛であった。それは真摯で激しいものであり、決して世間によくある「うは気」ではなかった。そしてこれだけは母親にも甲屋隠居にも、残された人びとにも、どうしても解かってもらいたいことであった。確かに、心中は世間の目からすれば「人目はづかしき死」かもしれない。半七としてそれを認めない訳ではない。しかし、たとえそうであっても、半七にとって三勝との「恋」は何ものにも代えがたい死を賭するに値する人生の重大事なのである。

「互に捨がたき一命」をかける以上、心中を決意するに至る経緯など、くどくどと説明する必要はない。ただく／＼「恋のせつなる事」を「御推量」願うだけである。この一句と後の「恋も無常も知る人ぞ知る」という句を

重ね合せてみるならば、半七はみずからの「恋」を成就するためには心中を辞さないばかりか、そういう自己の行為に確信と自負を抱いているかのようである。だがしかし、それは横山氏のいわれる如く、この半七の遺書に「死への暗さ、惨めさ」⁽¹⁸⁾がほとんどみられないことを必ずしも意味してはいない。事實はむしろ逆でさえある。なぜなら、半七は死を直前に控え不安におののき、密教の呪文を唱え「涙ながら」に遺書を認めているからである。また、三勝も心中することによって「未来の程」を案じ、「無間ならくへしづむ法」を怖れている。このように、半七や三勝に限らず元禄時代の人びとは、現世に様々な想いを残しとくに心中など非業な死を遂げたものの霊は賽の河原で迷い、地獄へ落ちることも稀ではないと固く信じていたのである。⁽¹⁹⁾この時代に心中をした男女は、多くの場合、こうした死への不安と恐怖にかられながら死んでいった。近松の『心中天の綱島』で有名な治兵衛・小春の遺書が「私共浅猿敷身の果、未来のほども覺束なく存候。何卒なき跡御弔ひ被成被下候はゞ忝奉存候」⁽²⁰⁾と書かれ、また半七の甲屋隠居宛の遺書が「延壽反魂丹製方の儀は、先祖より代々秘薬に候へば、おはづらひの人共へ御教被下候て、一遍んの御念仏もと御頼被下度、是のみ頼上まいらせ候」と、死後の念仏供養のことはで結ばれているのも決して偶然ではないのである。

(一)

半七の遺書にみられる心境がほぼ以上述べたようなものであったとすると、心中のもう一方の当事者、三勝は、いったいどのような内面の葛藤を経て死を決意したのであろうか。三勝の遺書は、養父平左衛門に宛てたと伝えられるものただ一通であるが、しかしこれは、たんに三勝・半七心中を理解する上で重要なだけでなく、元

禄期の心中文化を知る上でも、きわめて注目に値する史料と思われる。そこで、多少長文となるのを厭わず、核心に触れる部分を抜粋してみよう。

かやうに成行候事には、ならじと思召候悔みの程もかなしく、又御身の御行衛、いまだおさなきおつうの事、一かたならぬ思ひ有身として、かやうのふるまひ、親兄弟世間の取沙汰、其方様御うらみの程も御座有べく候得ども、いかなる過去のいんぐわ悪縁かは、半七どの一入私たいせつに、何とぞ御身様手前事宜しくはからひ、一生添たきよし、内々被甲候……半七事は、とかく縁を切ならば、我等男立まじ、出家に成候、左なくば、ひとり自害せんと御申被成候故、いかに私思ひの有身と云ながら、左様にせつなる心ていをむげになさば、後世迄も義理しらずといはれん事もはづかし、殊に我ゆへ一門の命に背き、男を立させずしては、我身世に住かひあらじ、なまじひ此身有ゆへと存じ、……ケ様になり候事も、其方様母様へたいしても不孝なる事、又おさなきおつう事、行末こしかたいかならんと思へば、よみちのさはりと成候へども、孝を立れば義理立ず、義理を立れば道にはづれ、とやせん角と存じ参らせ候……一かたならず思ひ有身が、色にまよひ、かやうのふるまひ浅ましやと思召の程も、御はづかしく候へども、義理といひ情といひ、しなねばならぬ義理とせまり、かやうに成行まいらせ候。何事もく過去の因果と御あきらめ被成、御うらみをはらし頼上候（後略）。

三勝が半七との心中に初めは消極的であつたことは既に述べた。三勝にしてみれば、いかに半七を愛していたとはいえ、養父や実母のこと、就中、未だ幼いおつうの行く末などを思えば、とても死ねる身ではなかつた。それで、半七が大坂に立ち寄った時、三勝は縁を切ってくれと頼んだのであるが、しかしそれなら「我等男立まじ、出家に成候、左なくば、ひとり自害せん」といわれ、ついに止むなく心中に同意することになったのである。三

勝が最終的に心中を決意するに至った理由は、半七への「義理」であった。半七の三勝への愛情は深かった。三勝といっしょになるためには、親類・縁者の反対も辞さなかったし、養父の生活の面倒もみるつもりであった。そこまで自分を愛してくれた半七を、最後の土壇場で見捨てるようなことがあれば、いかに「思ひの有身」であっても、「後の世まで義理しらず」といわれても仕方のないことであった。三勝にはそれがどうしても恥ずかしく耐えられなかったのである。

ここで、心中をめぐる元禄期の社会意識としてとくに問題になるのは、「男立て」と「義理」であろう。一般に「男立て」というと、¹強きを挫き弱きを助ける²、幡随院長兵衛のような義侠心に富んだ生き方をイメージしやすい。だとすると、半七は三勝と縁を切るとなぜ「我等男立まじ」と思い、「出家」するか「自害」するなどと言い出すのであろうか。三勝に打ち込んで家産を傾けてしまったのだから、当初考えていた通り、この際思い切って三勝と別れ、江戸に出て再起をはかることこそが、男らしい生き方なのではなからうか。そうしてこそ「不孝」の汚名をそそぎ、親の恩に報いることになるのであろう。それなのに、半七は敢えて再起の道をとらず、心中の道を選んでいる。それは、前述したような江戸での見通しの困難性や三勝へのたんなる恋慕の情深さだけでは説明がつかない。もっと何か別の理由がある筈である。半七は先の甲屋隠居宛の遺書で、こと志と違って死ぬことになったのは、「引にひかれぬ恋路」からであり、「大切なりし妹脊の契約」があったからだと述べている。つまり、三勝と秘かに「妹脊の契約」をし、「一門の命に背」いてまで彼女との結婚を主張した以上、たとえ家産を傾け勘当されたとしても、今さら離別することはできないと思ったのである。このように、半七が男を立てるといった場合、それはもはや近世初頭の「かぶき者」にみられるような、権力の横暴に立ちむかう義侠的

な行動を意味しない。ただいったん約束したことは、どんな障害があってもやり遂げる、それができなければ潔く死んでみせる、ということであった。⁽²¹⁾そして、その約束なるものが男同士の義兄弟的なものから男女の愛情の倫理（「妹背の契約」）に大きく傾いて来たところに、元禄時代の一つの特色があったのである。

次に、「義理」の問題をみてみよう。三勝の「義理」とは、既に見たように、「半七どの一入私たいせつに」してくれたことへの深い感謝と負い目の意識であった。三勝は男女の愛情の倫理を「義理」と捉えているのであるが、それは同時に、半七の「男を立させずしては、我身世に住かひあらじ」と思うほどの強烈な感情を伴うものであった。そしてその際、半七の男立ての意味を問うことはなかった。

こういう三勝の「義理」意識の中に、死を軽んじ意地を通す半七の「男立て」を無批判に受け入れ、愛する男と運命を共にしようとする封建的な女性の古い貞操観念を見出すこともできるであろう。しかし、今、私がここで着目したいのはそのことではない。一般に、元禄時代の心中は、「義理」と「情」が対立、葛藤して生まれると考えられているが、三勝の場合、それとは明確に異なっている点に着目したのである。三勝の心の中では、遺書の終わりの方に「義理といひ情といひしなねばならぬ義理」とあるように、半七への「義理」はむしろ「情」と一体化し、両者は不可分の関係にある。より厳密に言えば、「義理」は「情」に裏づけられ強固なものになっているのである。それでは、三勝の「義理」はいったい何と対立、葛藤しているのであろうか。それは、この遺書の半ばで「孝を立れば義理立たず、義理を立れば道にはづれ」と述べられている如く、養父や実母への「孝」と鋭く対立しているのである。

幕藩制社会においては、「孝」は忠とともに、身分制・家父長制道徳のもっとも重要な精神的支柱であった。

とくに、武士のように主人をもたない民衆にとっては「孝」の重きは絶対的であった。ふつう「義理」は「情」などと対立こそすれ、儒教の五倫の道とは一致する筈であるが、半七への「義理」を立てることは「孝」と対立するが故に、「道」と鋭く矛盾するものと考えられているのである。ここに、三勝の立場の特異性がある。三勝の心は、半七への「義理」と養父や実母に対する「孝」との間を激しく揺れ動きながら、苦悩の末、最終的には半七への「義理」の方へ傾いていく。つまり、結局、家父長制の縦の倫理Ⅱ「孝」よりも恋愛の横の倫理Ⅱ「義理」が優越したのである。それはまた、先の半七の「恋」がたんなる恋慕の深さではなく、「妹脊の契約」からくる「引にひかれぬ恋路」と表現されているように、きわめて倫理的性格の強いものであったことと対応している。そして、このような二人の生き方の中に、「家」制度の重圧に抗して形成されてきた近世の民衆の個人的な倫理意識の目覚めを認めることができるのである。

ところで、一般に、この時代に心中が流行した理由として、次の五点が指摘されている。²²⁾

- (一) 愛する者同士は来世で添えられるという宗教的観念
- (二) 殉死の風習にみられるような死を軽んじる武士的気質
- (三) 「家」制度と儒教道徳によって女性に強制された貞操観念

四 享楽施設の増大と生活の極度の困窮化 (四) 心中を賛美するような諸文芸の影響

ここで、三勝・半七心中を右の五点と比較してみると、(一)は半七の「男立て」、(三)は三勝の「義理」、(四)は半七の「ひん」に相当しよう。このようにみると、男の半七と女の三勝では、心中の動機が若干異なっている点が見える。つまり、半七の動機が生活の破綻と「男立て」であるとすれば、三勝の動機は、恋人への「義理」であ

る。換言すれば、半七の目が主として世間に向けられているのに対し、三勝の目はより半七個人に向けられているといえる。そしてそれは、この三勝・半七心中ばかりでなく、この時代の心中にある程度共通してみられる現象である。男女の社会的存在のあり方が、両性の心中の動機に大きく反映しているのであろう。

それはともあれ、二人の遺書に明示されていないのは、(一)と(五)の条項であるが、三勝・半七心中が元禄後期に心中文芸が流行する先駆けであったことを考慮すれば、(五)の諸文芸の影響は除いても差し支えなからう。問題は(一)の条項、愛し合う者同士は来世で添えられるという宗教的観念が二人の遺書に全くみられない点である。たとえば「未来は一つ蓮の友契り。此世こそ今の命を限るとも。来世猶来世、仮初にも忘れ給ふな」(「衣」^{〔案〕})といったような一蓮托生の観念が繰り返してみられるのは、当事者が書き残した遺書ではなく、元禄時代の心中を題材にした諸文芸においてである。これはいさか奇妙な感じがしなくてもない。なぜなら、この時代の心中は、こういう一蓮托生の宗教的観念に支えられて頻発したようにいわれているからである。多くの心中者たちと同様、仏教的世界観を受容していた半七や三勝が、一蓮托生の観念をもっていないことはないと思われる。半七の甲屋隠居宛の遺書にも、「恋も無常、常も知る人ぞ知る」と書かれている。愛し合いながらも遂に添えることのできなかった半七と三勝にとっては、人生は一段と「無常」で苛酷なものにみえたに違いない。そしてそれだけいっそう、未来の成仏と来世での契りの願望は強烈なものとなったであろう。しかし、それにもかかわらず、こうした一蓮托生の想いを述べる余裕もないほど、彼らは死を目前にして来世の救済に深刻な不安を抱き、動揺を隠し切れずにいたのである。

現実の心中は、三勝・半七心中にかぎらず、そのほとんどが悲惨で醜悪なものであった。そして多くの心中者

たちは、たとえば三勝が、

いつかまたきて見る事もかたからめ

今をかぎりと思ひとどめ

と辞世の句を読んだように、現世に様々な想いを残して、阿弥陀仏の救いに縋るようにして死んでいった。心中した男女と似た境遇を生き、共通した世界観をもっていた民衆は、このような心中の実態を熟知していたが故に、たとえその理由にいくぶん認めがたいものがあったても、彼らに深い同情と哀悼を惜しなかったのである。

元禄時代に大坂に近い在郷町で、家々の榮枯盛衰を記した村方地主の河内屋可正が、同村で起きた心中未遂事件に注目し、死んだ女性に対して深い哀惜を示しているのはその一例である。⁽²³⁾この時代に心中を題材にした民衆文芸が、多かれ少なかれ、死者に対する追善供養の性格を有し、一蓮托生の觀念を繰り返し強調したのは、民衆のそのような心情をよく映し出しているといえる。その意味では、一蓮托生の觀念は、心中した男女が強く心に抱いていたものというよりは、心中を文芸化する際に前面に押し出されてきたものと考えられるのである。

おわりに

西沢一風の前記『新色五巻書』^(巻二)「染衣」は、三勝・半七心中を扱った最初の浮世草子であるといわれている。⁽²⁴⁾

この書の刊行は、元禄一一（一六九八）年八月であるから、三勝・半七の心中事件が起こってから、既に三年近く経っており、その間、歌舞伎で上演され、様々な歌謡が歌われている。作者の一風は、これらの文芸化の過程で形成されてきたいくつかの趣向の型を踏まえて、この「染衣」を書いている。そしてその場合、本稿との関連で

とくに注目したいのは、巻末に付されている三勝が養父平左衛門に宛てた遺書である。これは、三勝・半七心中を取り扱った他の諸文芸にはまったくみられない新しい趣向である。そればかりか、元禄時代の心中を題材にした数多い諸文芸の中でも、遺書がわざわざ付せられている事例はきわめて稀である。そこで最後に、この「染衣」の遺書の内容を検討し、先の三勝の遺書との関連を考えてみたいと思う。

我々か様に相果て申を。さぞ狂人のやうに思召候はんとあらまし書残しまいらせそ。……もはや御恩も報すべき所に。死なねばならぬ義利にせまり。命二つを爰に曝し。浅間敷戸露霜と消へ行身は。貧しきより起りたる御事なり。いづぞや下市善右衛門殿我々御引立の芝居。其損銀の手形にさせ。あまつさへ私の身を書入れ。退引きならぬやうに身を繋ぎ止められ候。わたくしの御事、半七様とは人知らぬ睦事。仮初ながら深い、契りを結び直候。かうした御事御存知なきゆゑ、手形に御書なされしは御もつ共に候。……もつ共親の孝なれば。美濃屋方へ参り、度物にて候へ共。左様に致てはまた半七様ゑの分立不申候。所詮淵川ゑも身をなきものと心指折ふし。半七様浮世に望なきよし。幸と嬉しくひそかに申合くなりまいらせそ。……今までの御恩は。死して行其先の世の。また先の世までも忘れ難く。忝なく存じまいらせそ。（後略）。

右の「染衣」の遺書はもちろん一風の創作である。この遺書が三勝の遺書と大きく異なる点は、下市の善右衛門という敵役が設定され、彼からの借銀の問題がクローズアップされていることである。ここでは、三勝の「身を書入れ」た借用手形の返済を迫られたことが、二人の心中を促した最大の原因であるかのように記されている。三勝たちを窮地に陥れた色悪善右衛門の点出は、歌祭文・踊音頭などにもみられるが、しかしそれら歌謡の影響というよりも、事件直後に上演され大評判をとった歌舞伎「心中茜の色揚」の筋によるのではないかといわ